

高札の写しを読む

史料 京師 御高札之写（慶応4年2月写之）（八塩家文書No.14）

【翻刻】

徳川慶喜天下之形勢察シ不ヲ得止ヲ、大政

返上、將軍職辞退相願候処、断然与被 聞召、

既往之罪不ル被レ為問処、列藩之上座ニも

可キ被 仰付候処、豈ニ凶ン哉大阪城江引取

候旨趣素方詐謀ニ而、去ル三日麾下之輩を

引卒シ剩へ帰国被 仰付候所、会桑等を

先鋒として闕下ヲ奉犯シ勢ヒ、現在彼方兵端

を開候上は、慶喜反状明白始終奉欺キ

○宮闕・禁闕トテ御所ニ云

朝廷ヲ候段、大逆無道其ノ罪ミ不可ヲ遁、此

上は於 朝廷ニ御宥恕之道も絶果

不得止事ヲ御追討被 仰出候、抑兵端ヲ開

候上は、速ニ賊徒誅戮シ万民塗炭之苦ミを

○塗土ト同土トナリ炭トナルノ苦ミナリ

被為救度

叡慮ニ而、今般仁和寺宮追討將軍ニ被任

候ニ付、是迄偷安怠惰に打過、或は

両端を抱き、或は賊徒に随ひ居り候

ものたり共、追々悔悟憤発国家之為メ

尽忠之志有之輩、寛大之思召ニ而御採

用可被為在候様、此御時節ニ至リ不弁へ

大儀ヲ賊徒ニ通謀シ、或は潜居被致〔候〕ものは

朝敵同様可被所嚴科ニ候間、心得違無

之様可致事

慶応四年戊辰正月

【読み下し文】

徳川慶喜天下の形勢止むを得ざるを察し、大政
返上、將軍職辞退相願ひ候処、断然と聞召され、
既往の罪問せられざる処、列藩の上座にも
仰付らるべき候処、豈^{あにはから}凶んや、大阪城へ引取り
候旨趣素より詐謀^{きぼう}にて、去る三日^か麾下の輩を
引卒し、剩^{あまひ}え帰国仰付られ候所、会桑等を
先鋒として闕下^{けつか}を犯し奉る勢い、現在彼より兵端
を開き候上は、慶喜反状明白始終
○宮闕・禁闕として御所に云
朝廷を欺き奉り候段、大逆無道その罪遁^{のが}るべからず、此
上は朝廷において御宥恕^{ゆうじよ}の道も絶え果て
止む事を得ず御追討仰出され候、抑^{おさ}兵端を開き
候上は速に賊徒誅戮^{ちゆうりく}し万民塗炭^{とたん}の苦みを
救わせさせられ度
○塗土と同じ土となり炭となるの苦みなり
叡慮にて、今般仁和寺宮追討將軍二任せられ
候に付、是迄^{これまでとうあんたいだ}偷安怠惰に打過ぎ、或は
両端を抱き、或は賊徒に随い居り候
ものたり共、追々悔悟憤発^{へんぱつ}国家の為
尽忠の志これある輩、寛大の思召にて御採
用在^{あら}させらるべく候様、此御時節に至り大儀を弁^{わきま}えず
賊徒に通謀し、或は潜居致され「候」ものは
朝敵同様^{あつてい}敵科に所せらるべく候間、心得違
これなき様致すべき事

慶応四年戊辰正月

〔表紙〕

慶応四戊辰二月写之

京師 御高札之写